

第1回新財源確保有識者会議の補足資料

基準財政需要額と歳出決算額の比較について
固定資産税の課税内訳について

第2回新財源確保有識者会議資料

平成27年7月27日

【県調査】平成25年度基準財政需要額と歳出決算額（一般財源ベース）の比較

(単位:千円、%)

項 目		基準財政需要額 (H25普通交付税算定結果)		決算額〔一般財源〕 (H25決算統計)				差額 ((a)-(g))	算入率		備 考 ※入湯税充当分は C欄から控除		
		需要額 (a)	うち事業費補正分 (b)	一般財源等 (c)	うち投資的経費分 (包括算入分) (d)	差し引き ((c)-(d)) (e)	公債費のうち各費 目に算入するもの (f)		合計 ((e)+(f)) (g)	((a)/(g)×100)		【参考】 ((b)/(f)×100)	
個 別 算 定 費	消 防 費	231,304	0	817,805		817,805	0	817,805	▲ 586,501	28.3	-	入湯税充当分10,234千円(控除)	
	道路橋りょう費	面積	39,234		108,808		108,808	22,719	131,527	▲ 58,225	55.7	28.0	
		延長	34,068	6,356									
		小計	73,302	6,356									
	港 湾 費 (港 湾)	係留施設			0		0	0	0	0	-	-	
		外郭施設											
		公防債分											
		小計	0	0									
	港 湾 費 (漁 港)	係留施設			0		0	0	0	0	-	-	
		外郭施設											
		公防債分											
		小計	0	0									
	都 市 計	画費	13,410	0	63,933	0	63,933	0	63,933	▲ 50,523	21.0	-	
	公 園 費	人口	7,536	0	22,668	16	22,652	0	22,652	▲ 13,306	41.3	-	
		面積	1,810										
		小計	9,346	0									
	下 水 道 費	下水道費	308,753	265,594	101,178	0	101,178	0	101,178	207,575	305.2	-	入湯税充当分276,432千円 (控除)
		公防債分	0	0									
		小計	308,753	265,594									
	そ の 他 の 土 木 費		44,657	9,397	39,930	3,586	36,344	43,757	80,101	▲ 35,444	55.8	21.5	
教 育 費	小 学 校 費	児童数	35,440	164,893		164,893	22,036	186,929	▲ 86,063	54.0	62.6		
		学級数	36,818										13,803
		学校数	28,608										
		小計	100,866										13,803
	中 学 校 費	生徒数	9,469	91,691		91,691	1,849	93,540	▲ 61,875	33.9	32.5		
		学級数	12,309										601
		学校数	9,887										
		小計	31,665										601
	高 等 学 校 費	教職員数		0	0	0	0	0	0	-	-		
		生徒数											
		小計	0										0
	そ の 他 の 教 育 費	人口	112,842	0	521,306	1,839	519,467	0	519,467	▲ 387,641	25.4	-	
幼児数		18,984											
小計		131,826	0										

【県調査】平成25年度基準財政需要額と歳出決算額(一般財源ベース)の比較

(単位:千円、%)

項 目		基準財政需要額 (H25普通交付税算定結果)		決算額〔一般財源〕 (H25決算統計)				差額 ((a)-(g))	算入率		備 考 ※入湯税充当分は C欄から控除			
		需要額 (a)	うち事業費補正分 (b)	一般財源等 (c)	うち投資的経費分 (包括算入分) (d)	差し引き ((c)-(d)) (e)	公債費のうち各費 目に算入するもの (f)		合計 ((e)+(f)) (g)	((a)/(g)×100)		【参考】 ((b)/(f)×100)		
個 別 算 定 経 費	生活保護費	0		0		0		0	-					
	社会福祉費	267,432	0	666,132	2,425	663,707	0	663,707	▲ 396,275	40.3	-	高齢者保健福祉費の人員費含む		
	保健衛生費	162,139		242,904		242,904	0	242,904	▲ 80,765	66.8				
	高年齢者保健福祉費	65歳以上	273,292	0	344,806	0	344,806	0	344,806	77,922	122.6	-		
		75歳以上	149,436											
		小計	422,728	0										
	清掃費	清掃費	206,806	58,937	603,687	0	603,687	124,449	728,136	▲ 521,330	28.4	47.4	入湯税充当分129,710千円 (控除)	
		公防債分												
		小計	206,806	58,937										
	経産 業 費	農業行政費	4,897	0	8,400	0	8,400	0	8,400	▲ 3,503	58.3	-		
		林野水産行政費	7,830	0	3,670	0	3,670	0	3,670	4,160	213.4	-	入湯税充当分2,187千円(控除)	
		商工行政費	36,015		130,339		130,339	0	130,339	▲ 94,324	27.6		入湯税充当分268,841千円(控除)	
	そ の 他 の 政 費	徴税費	50,399		130,312		130,312	0	130,312	▲ 79,913	38.7			
		戸籍数 住民 基本台帳費	戸籍数	12,783		42,916		42,916	0	42,916	▲ 3,610	91.6		
			世帯数	26,523										
			小計	39,306										
		地域 振興費	人口	129,558	40,719	23,074	15,617	7,457	4,291	11,748	136,823	1,264.6	948.9	
	面積		19,013	0										
	小計		148,571	40,719										
	地域の元気づくり推進費	人口	20,935		0		0	0	0	20,935	-			
地域経済・雇用対策費	人口	40,325		0		0	0	0	40,325	-				
個別算定経費計		2,352,512	395,407	4,128,452	23,483	4,104,969	219,101	4,324,070	▲ 1,634,102	54.4	180.5			
公債費		281,217		926,674			▲ 219,101	707,573	▲ 426,356	39.7				
うち臨時財政対策債		148,469		0				0	148,469	-				
包 括 算 定 経 費	人口	471,364		1,486,096	23,483			1,509,579	▲ 970,902	35.7				
	面積	67,313												
	小計	538,677												
合計		3,172,406		6,541,222				6,541,222	▲ 3,368,816	48.5		入湯税充当分計687,204千円		

【参考】記載要領

- 1 当様式は各地方公共団体が、各年度の決算額とその年度の交付税算定の中で算入されている基準財政需要額を比較することにより、今後の財政運営や、交付税制度への意見要望等の参考とすることを目的としています。したがって意見等がない場合でも、必ず記入のうえ提出してください。
- 2 当様式は、各費目で算入されていると思われる項目と、それに該当する決算統計の数値を比較するとともに、基準財政需要額の総額と決算統計上の一般財源等の総額との比較も可能となるようなイメージで作成しており、表の基本的なつくりは以下の通りとなっています。
 - ① 決算統計上公債費として計上されているもののうち、事業費補正等により基準財政需要額上各費目で措置されているものについては、各費目に振り替えて比較する。
 - ② 基準財政需要額の包括算定経費については、決算統計の項目と一致しないため、それに対応する金額は、「一般財源等総額」から「個別算定経費の合計」と「公債費」を差し引くことによって算出する。
 - ③ 決算統計で計上される事業別の「一般財源等のうち投資的経費分」のうち一部の費目（都市計画費等）については、包括算定経費の導入時に、同費目に振り替えられたと考えられるため、包括算定経費に振り替える。
- 3 基準財政需要額は、平成25年度普通交付税算出資料の額を記載してください。
なお、公債費のうち、公害防止事業債償還金にかかる基準財政需要額は、各費目（下水道費・清掃費等）の「公防債分」の欄に記載してください。
- 4 決算額（一般財源）は、平成25年度地方財政状況調査（決算統計）の数値とします。
 - (1) 一般財源等(c)は、7～12表の「一般財源等」を、事業別にそれぞれの項目に分けた額の合計額とします。
 - (2) うち投資的経費分(d)は、7～12表の「投資的経費充当の一般財源等」を、事業別にそれぞれの項目に分けた額の合計額とします。
 - (3) 公債費のうち各費目に算入するべきもの(f)は、決算統計上公債費に計上された元利償還金のうち、交付税上公債費に算入された地方債（財源対策債等）以外の地方債の元利償還金を、事業別にそれぞれの項目に分けた額の合計額とします。
 - (4) 交付税の下水道費に対する決算額については、決算統計上、下水道事業への繰出金を記載してください。
 - (5) 下水道費のうち都市下水路分は、交付税では都市計画費に算入されていますので、都市計画費に計上してください。
 - (6) 都市計画費及び公園費についての決算額は、「一般財源等」及び「投資的経費充当の一般財源等」から都市計画税充当分を控除した額とし、備考欄に控除分を記入してください。
 - (7) 地域経済・雇用対策費、地域の元気づくり推進費についての決算額は、それぞれの費目の趣旨を踏まえ、それらに該当すると思われる事業費の「一般財源等」を記入してください。
 - ・ 地域経済・雇用対策費 雇用対策や地域資源を活用した施策、子育て支援・高齢者対策等に必要な経費を措置
 - ・ 地域の元気づくり推進費 地域の活性化に関する事業
 - (8) 集計の都合上、行・列の挿入は行わないでください（備考欄が足りない場合はセルの範囲を広げるなどして対応してください）。また、黄色となっているセルは計算式が入っておりますので入力しないでください。

- 5 「差額」が大きく、「乖離率」も大きい項目にあつては、その原因・理由等と考えられる事項を「備考」欄に記入してください。
また、意見申出につながる可能性のある、特に重要と思われる乖離については、適宜資料を添付するなどしてください。

◎ 交付税項目と決算統計項目とのおおよその対応

【交付税】

消防費
道路橋りょう費
港湾費(港湾)
港湾費(漁港)
都市計画費
公園費
その他の土木費
小学校費
中学校費
高等学校費
その他の教育費
生活保護費
社会福祉費
保健衛生費
高齢者保健福祉費
清掃費
下水道費
農業行政費
林野水産行政費
商工行政費
徴税費
戸籍住民基本台帳費
地域振興費

【決算統計】

消防費
道路橋りょう費
港湾費
農林水産業費のうち漁港に係るもの
街路費、区画整理費、下水道費のうち都市下水路に係るもの
公園費
土木管理費、住宅費
小学校費、学校給食費
中学校費、学校給食費
高等学校費
教育総務費、特殊学校費、幼稚園費、社会教育費、体育施設費
生活保護費
社会福祉費、児童福祉費、その他の民生費
保健衛生費(老人保健事業を除く)、結核対策費、保健所費
老人福祉費、保健衛生費のうち老人保健事業に係るもの
清掃費
上記3(4)、(5)による
農業費(除く農業共済繰出金)、畜産業費、農地費
林業費、水産業費
商工費
徴税費
戸籍住民基本台帳費
総務管理費、統計調査費及び河川費

(注) この他、地方交付税制度解説(特に単位費用編)等を参考にしてください。

【個別内訳-総括表】 平成25年度基準財政需要額と決算額（一般財源）との比較

●個別算定費目と決算額の比較

単位：千円

項 目	基準財政需要額			決算額（一般財源）			差額			入湯税充当額
	うち住民分	うち観光分		うち住民分	うち観光分		うち住民分	うち観光分		
消防費	231,304	231,304	0	817,805	355,707	462,098	▲ 586,501	▲ 124,403	▲ 462,098	10,234千円
下水道費	308,753	61,744	247,009	101,178	11,130	90,048	207,575	50,615	156,960	276,432千円
うち事業費補正分	265,594	29,215	236,379							
うち投資補正分	11,944	1,314	10,630							
うちその他	31,215	31,215	0							
清掃費	206,806	85,724	121,082	728,136	196,597	531,539	▲ 521,330	▲ 110,873	▲ 410,457	129,710千円
うち事業費補正分	58,937	15,913	43,024							
うち密度補正分	78,058	0	78,058							
うちその他	69,811	69,811	0							

●基準財政需要額と決算額の比較

- ・基準財政需要額と歳出決算額（一般財源ベース）のうち、観光に係る支出が多い費目（消防費、下水道費、清掃費）について比較を行ったもの
- ・消防費は、基準財政需要額に観光分が含まれていないため全額住民分となる。一方、実際の決算額ベースでは、消防費の支出額で住民分と観光分を切り分けることができないため、人口・面積が同規模で単独消防を備えている他団体の平均決算額を標準的な団体の支出額として比較した結果、住民分は約1.2億円、観光分は4.6億円全額を町が超過負担している結果となった。
- ・下水道費は、基準財政需要額で下水道に係る実際の起債額に応じて措置される事業費補正分と投資補正分で一部観光分が含まれており、住民分と観光分の区分は、下水道基本計画の常住人口と観光人口の割合（約1：9）で案分し比較した。
この結果、事業費補正は実際の起債額ベースであり下水道計画上の観光人口の割合も高いため、2.4億円が観光分という結果となった。一方、決算額においては、基準財政収入額に算入されない入湯税2.7億円を控除しているため、基準財政需要額の方が2億円上回るという結果となった。
- ・衛生費は、基準財政需要額でごみ処理等に係る実際の起債額に応じて措置される事業費補正分と入湯税納税義務者数をもとに算出する密度補正に観光分が含まれており、住民分と観光分の区分は、全国平均の年間ごみ排出量と町のごみ総排出量の割合（27：73）で按分し比較した。
この結果、基準財政需要額は、事業費補正や密度補正かさ上げされており2.1億円措置されているが、決算額は7.3億円と基準財政需要額の3倍以上の支出を行っており、大幅に町の負担が超過している結果となった。

【個別内訳】 消防費 積算根拠

(住民分と観光分の算出の考え方)

・ 基準財政需要額の算出方法

消防費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ・Ⅱ、普通態容補正及び事業費補正がある。

このうち、施設整備は観光客対応も含めて実施しているため、事業費補正の一部は観光分の対象とすることとしたが、本町は、平成25年度消防費の事業費補正がないため、消防費の基準財政需要額の観光分はなしとした。

・ 歳出決算額の算出方法

標準的な団体の歳出額が不明なため、箱根町と面積・人口の数値に近い自治体の決算平均額（一般財源等）との差を観光分とした。

(算出データ)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	消防費決算額 (千円) 〔一般財源等〕
箱根町…①	13,853	86.77	817,805
類似自治体平均…②	15,838	109.07	355,707
福井県 永平寺町	20,647	94.34	364,186
静岡県 東伊豆町	14,064	77.83	335,743
和歌山県 紀美野町	10,391	128.31	352,366
和歌山県 串本町	18,249	135.80	370,533
箱根町と平均の差 (③=②-①)	▲ 1,985	▲ 22.30	462,098

=観光分の経費

※総務省HP掲載 各町平成25年度決算状況 (決算カード) より

【個別内訳】 下水道費 積算根拠

(住民分と観光分の算出の考え方)

・ 基準財政需要額の算出方法

下水道費に適用する補正は、態容補正、密度補正、投資補正、事業費補正があり、観光に関わるのは投資補正と事業費補正である。
観光分の算出にあたっては、下水道の施設整備計画時における観光人口と常住人口との割合を算出し、その割合をもとに需要額を按分することとした。

・ 歳出決算額の算出方法

基準財政需要額の算出方法と同様に、下水道基本計画における人口割合により歳出額を按分することとした。

箱根町公共下水道 計画処理人口 (概要)

単位：人

項目	強羅処理区	仙石原処理区	計
常住人口	2,400	3,150	5,550
別荘人口	5,418	4,459	9,877
観光人口 (日平均)	宿泊	4,800	8,800
	日帰り	9,200	18,100
			27,300

①
②
③
④



区分	人口	割合
住民分=常住人口 (①)	5,550	11%
観光分=別荘人口+観光人口 (②+③+④)	45,977	89%

※箱根町下水道基本計画説明書より

● 事業費補正分

上記の割合で、事業費補正分265,594千円を按分

[町民分…265,594千円×11%= 29,215千円
観光分…265,594千円×89%=236,379千円]

● 歳出決算額分

上記の割合で207,575千円を按分

[町民分…101,178千円×11%=11,130千円
観光分…101,178千円×89%=90,048千円]

● 投資補正分

単位費用×人口×投資補正

94円×13,853人×9.172=11,943,613円

11,944千円を上記の割合で按分

[町民分…11,944千円×11%= 1,314千円
観光分…11,944千円×89%=10,630千円]

【個別内訳】 下水道費 積算根拠

(住民分と観光分の算出の考え方)

・ 基準財政需要額の算出方法

清掃費に適用する補正は、態容補正、密度補正、事業費補正がある。この中で観光に関わるものは密度補正と事業費補正となる。
観光分の算出にあたっては、密度補正は、観光に係る需要分であるため、全額、観光分とした。事業費補正は、住民1人1日当たりごみ処理量(全国平均)をもとに町の住民分の年間ごみ排出量を算出し、町の年間総排出量から、その部分を控除したものを観光分とした。

・ 歳出決算額の算出方法

事業費補正の算出方法をもとに歳出額を按分することとした。

● 事業費補正分

◎ 箱根町の生活系ごみ排出量(町民分)

= 全国平均の生活系ごみ排出量×箱根町の人口×365日
= 678g×13,853人×365日
= 3,428,201,910g
= 3,428 t ①

◎ 箱根町の事業系ごみ排出量(町民分)

= 全国平均の事業系ごみ排出量×箱根町の人口×365日
= 280g×13,853人×365日
= 1,415,776,600g
= 1,416 t ②

計 4,844 t ①+②←箱根町のごみ総排出量(町民分)

よって観光分は、18,067-4,844= 13,223 t

箱根町のごみ排出量内訳

区分	町民分	観光分	合計
排出量	4,844	13,223	18,067
割合	27%	73%	100%

◎ 事業費補正分

上記の割合で、事業費補正分58,937千円を按分

町民分…58,937千円×27%=15,913千円

観光分…58,937千円×73%=43,024千円

● 密度補正分

※密度補正=観光地における財政需要額を反映させるもの
指標として各団体ごとの入湯客数を用いている。

$$\text{入湯税納税義務者} \times \frac{1}{365 \text{日}}$$

◎密度補正分

単位費用×人口×密度補正
= 5,040円×13,853人×1.118
= 5,040*13,853*1.118
= 78,057,776円
= 78,058千円

● 歳出決算額

上記の割合で207,575千円を按分

[町民分…728,536千円×27%=196,705千円]
[観光分…728,536千円×73%=531,831千円]

平成25年度基準財政収入額と実際の収入額の比較

単位：千円・%

区分		基準財政収入額 (H25普通交付税算定結果) ①	決算額 (H25決算統計) ②	差 ③=①-②	参入率		
					実決算比較 ④=①/②	交付税 規定上	
市町村 住民税	均等割	個人	25,111	32,359	▲ 7,248	78%	75%
		法人	153,864	195,558	▲ 41,694	79%	75%
	所得割	税源移譲除き	411,644	692,140	▲ 120,432	83%	75%
		税源移譲相当額	160,064				100%
	法人税割		99,177	119,146	▲ 19,969	83%	75%
	小計		849,860	1,039,203	▲ 189,343	82%	-
固定 資産税	土地		974,186	1,349,433	▲ 375,247	72%	75%
	家屋		1,673,299	2,303,843	▲ 630,544	73%	75%
	償却資産		375,196	576,456	▲ 201,260	65%	75%
	小計		3,022,681	4,229,732	▲ 1,207,051	71%	-
軽自動車税		15,142	20,184	▲ 5,042	75%	75%	
市町村たばこ税		134,542	179,372	▲ 44,830	75%	75%	
鉱産税		0	0	0	-	75%	
事業所税		0	0	0	-	75%	
利子割交付金		2,154	3,529	▲ 1,375	61%	75%	
配当割交付金		3,717	7,817	▲ 4,100	48%	75%	
株式譲渡所得割交付金		684	13,747	▲ 13,063	5%	75%	
地方消費税交付金		184,987	234,240	▲ 49,253	79%	75%	
ゴルフ場利用性交付金		79,603	110,788	▲ 31,185	72%	75%	
自動車取得税交付金		17,187	23,360	▲ 6,173	74%	75%	
軽油取引税交付金		0	0	0	-	75%	
市町村交付金		95,047	126,728	▲ 31,681	75%	75%	
特別とん譲与税		0	0	0	-	100%	
地方揮発油譲与税		13,040	13,786	▲ 746	95%	100%	
石油ガス譲与税		0	0	0	-	100%	
自動車重量譲与税		30,364	31,472	▲ 1,108	96%	100%	
航空機燃料譲与税		0	0	0	-	100%	
交通安全対策特別交付金		3,506	3,152	354	111%	100%	
小計		579,973	768,175	▲ 188,202	76%	-	
東日本大震災に係る特例加算額		6	12	▲ 6	50%	75%	
地方特例交付金		1,661	2,214	▲ 553	75%	75%	
計		1,667	2,226	▲ 559	75%	-	
低工法等による控除額		0	0	0	-	-	
合計		4,454,181	6,039,336	▲ 1,585,155	74%	-	

町内外納税義務者の資産別税額及び資産数とその割合

①固定資産税(土地)

区分		町内				町外				計			
		筆数	割合	税額	割合	筆数	割合	税額	割合	筆数	割合	税額	割合
個人	住居	4,862 筆	13.1 %	89,836,906 円	8.4 %	1,155 筆	3.1 %	30,282,937 円	2.8 %	6,017 筆	16.2 %	120,119,843 円	11.2 %
	住居以外	5,366 筆	14.4 %	83,222,846 円	7.7 %	5,915 筆	15.9 %	165,780,137 円	15.4 %	11,281 筆	30.4 %	249,002,983 円	23.2 %
法人	住居	387 筆	1.0 %	10,691,837 円	1.0 %	307 筆	0.8 %	10,808,308 円	1.0 %	694 筆	1.9 %	21,500,145 円	2.0 %
	住居以外	6,866 筆	18.5 %	166,380,983 円	15.5 %	12,294 筆	33.1 %	517,913,362 円	48.2 %	19,160 筆	51.6 %	684,294,345 円	63.7 %
計		17,481 筆	47.1 %	350,132,572 円	32.6 %	19,671 筆	52.9 %	724,784,744 円	67.4 %	37,152 筆	100.0 %	1,074,917,316 円	100.0 %

※町内・町外及び個人・法人の区別は、登記上の住所及び名称によって区分した。

※住居・住居以外については、土地上に住居が所在する場合に適用する「住宅用地の軽減特例」により区分した。

②固定資産税(家屋)

区分		町内				町外				計			
		棟数	割合	税額	割合	棟数	割合	税額	割合	棟数	割合	税額	割合
個人	住居	4,439 棟	27.6 %	169,827,936 円	8.2 %	5,375 棟	33.4 %	329,650,885 円	15.9 %	9,814 棟	61.0 %	499,478,821 円	24.1 %
	住居以外	662 棟	4.1 %	33,565,449 円	1.6 %	634 棟	3.9 %	49,653,359 円	2.4 %	1,296 棟	8.1 %	83,218,808 円	4.0 %
法人	住居	476 棟	3.0 %	44,889,409 円	2.2 %	2,033 棟	12.6 %	207,498,121 円	10.0 %	2,509 棟	15.6 %	252,387,530 円	12.2 %
	住居以外	688 棟	4.3 %	243,495,718 円	11.7 %	1,788 棟	11.1 %	995,546,057 円	48.0 %	2,476 棟	15.4 %	1,239,041,775 円	59.7 %
計		6,265 棟	38.9 %	491,778,512 円	23.7 %	9,830 棟	61.1 %	1,582,348,422 円	76.3 %	16,095 棟	100.0 %	2,074,126,934 円	100.0 %

※課税に係る家屋の用途が、「居宅」「寄宿舎」「共同住宅」「併用住宅」及びそれに付随する「物置」「車庫」「付属家」を住居として集計し、「旅館」「保養所」「店舗」等は住居以外とした。

③固定資産税(償却資産)

区分		町内				町外				計			
		申告者数	割合	税額	割合	申告者数	割合	税額	割合	申告者数	割合	税額	割合
個人	住居	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %
	住居以外	12 名	2.0 %	613,194 円	0.1 %	2 名	0.3 %	167,858 円	0.0 %	14 名	2.3 %	781,052 円	0.1 %
法人	住居	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %
	住居以外	183 名	30.6 %	66,368,430 円	12.0 %	402 名	67.1 %	484,309,589 円	87.8 %	585 名	97.7 %	550,678,019 円	99.9 %
計		195 名	32.6 %	66,981,624 円	12.1 %	404 名	67.4 %	484,477,447 円	87.9 %	599 名	100.0 %	551,459,071 円	100.0 %

※償却資産は事業用資産のため、住居として利用する固定資産にはないもの。

※申告者数は、免税点(課税標準額1,500,000円)以上の納税義務者を集計とする。

④固定資産税(区分所有)

区分		町内				町外				計			
		所有者数	割合	税額	割合	所有者数	割合	税額	割合	所有者数	割合	税額	割合
個人	住居	389 名	4.7 %	13,364,869 円	5.8 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	389 名	4.7 %	13,364,869 円	5.8 %
	住居以外	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	5,977 名	72.1 %	90,351,624 円	39.1 %	5,977 名	72.1 %	90,351,624 円	39.1 %
法人	住居	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %
	住居以外	36 名	0.4 %	25,620,823 円	11.1 %	1,888 名	22.8 %	101,840,963 円	44.1 %	1,924 名	23.2 %	127,461,786 円	55.1 %
計		425 名	5.1 %	38,985,692 円	16.9 %	7,865 名	94.9 %	192,192,587 円	83.1 %	8,290 名	100.0 %	231,178,279 円	100.0 %

※区分所有とは、分譲マンションや会員制リゾートマンション等のように土地・家屋を持分割合で共有する形式である。その性質から、登記住所を町内とする個人所有は全て住居とし、それ以外を住居以外として集計したもの。

⑤固定資産税の税額計(①～④の計)

固定資産税額ベース		町内		町外		計	
		税額	割合	税額	割合	税額	割合
個人	住居	273,029,711 円	6.9 %	359,933,822 円	9.2 %	632,963,533 円	16.1 %
	住居以外	117,401,489 円	3.0 %	305,952,978 円	7.8 %	423,354,467 円	10.8 %
法人	住居	55,581,246 円	1.4 %	218,306,429 円	5.6 %	273,887,675 円	7.0 %
	住居以外	501,865,954 円	12.8 %	2,099,609,971 円	53.4 %	2,601,475,925 円	66.2 %
計		947,878,400 円	24.1 %	2,983,803,200 円	75.9 %	3,931,681,600 円	100.0 %

- ・税額ベースでも、町内外の割合は、約3割が町内、約7割が町外となっている。
- ・しかし、納税義務者数では2割に満たない町外法人が、税額ベースでは全体の5割となっており、町税収入の根幹をなしている。
- ・また、資産を住居以外に利用している町外法人の割合は、土地・家屋では約5割、償却資産ではその大半を占めている。

町内外個人・法人納税義務者数内訳

⑥固定資産税納税義務者数

固定資産 納税義務者ベース		町内		町外		計	
		納税義務者数	割合	納税義務者数	割合	納税義務者数	割合
個人	住居	2,478 件	15.2 %	645 件	4.0 %	3,123 件	19.2 %
	住居以外	1,575 件	9.7 %	7,918 件	48.7 %	9,493 件	58.3 %
法人	住居	91 件	0.6 %	85 件	0.5 %	176 件	1.1 %
	住居以外	300 件	1.8 %	3,182 件	19.6 %	3,482 件	21.4 %
計		4,444 件	27.3 %	11,830 件	72.7 %	16,274 件	100.0 %

※「住宅用地の軽減特例」が適用された土地を1筆以上所有する納税義務者は、住居の所有として集計するもの。

- ・町内外の税義務者数の割合は、町内者が約3割、町外者が約7割となっている。
- ・全体の約6割が個人による住居以外の利用形態で、その大部分はリゾートマンションや別荘として利用している町外者である。
- ・全体の2割は、保有資産を保養所やホテルとして利用している町内外法人である。
- ・主に箱根町に居住している町内個人の割合は相対的に低い。